

# 長松清風と本門仏立講(宗)

中 濃 教 篤

## 一、 仏立講開講までの長松の遍歴

### 僧侶の墮落に痛忿した清風

幕藩体制の崩壊から、明治絶対主義天皇制確立期に生きたのが、仏立講の創設者長松清風(日扇)である。この間、仏教会は廃仏棄釈の嵐に見舞われる。その原因は周知のように国学の流行、そのイデオロギーにささえられながらの「祭政一致」、国家神道による支配体制の確立が目標とされたところにある。しかし、廃仏運動が民衆の抵抗にそれほど強く遭遇しなかつた一因に、幕藩体制のもとでの寺請制度その他によつて墮落をほしのままにしていた仏教界の情況、僧侶の生活態度が、当時の民衆から厳しい批判にさらされていたということを挙げなければならぬ。「道心はもとよりもなし、そら聖、数珠のつ

るにと浮世祈れり」と痛烈に皮肉られ、僧侶が吉原通いで晒されるなどの事件が続出している。

一七九六年(寛政八)の八月、幕府が吉原その他の色町で非常検挙を行った際、僧侶七十余名が捕えられ、日本橋で晒され遠島に処せられたなどというのもその一例に過ぎない。一八二九年(文政十二)

十二月幕府は、諸寺院僧侶の不律不如法を戒め、女犯破戒等の事なからしめ、また不相応の借金をしたり、被服を萃美にし、市中茶店にて飲食を恣にするなどなどなきよう布会を出している。こうして布会は天明八年以来、教回におよんでいる。(辻善之助著『日本仏教史』第十巻)。また一八四二年(天保十三)二月には、寺社奉行により「突富」すなわち富くじの禁止(徳川禁令考)がなされている。この前年の天保十二年には、江戸において幕藩体制の行

きづまり打開を目的として、老中水野忠邦による「天保の改革」が行われるというなかで、長松は青年期を過ごしたわけである。

こうした仏教僧侶の墮落が、長松の思想に大きな影響をあたえたであろうことは容易に想像される。

おほかたの世捨人には心せよ 衣をきても狐なり  
けり

すがたこそ坊さんなれど鬼心 人を地獄の車ひき  
なり

などという僧侶への痛烈な批判が「教歌」に多いのは、そのためである。

ところで長松清風は、一八一七年（文化十四）京都蛸薬師室町に町人大路浄喜の子として生まれ、幼名を仙二郎といい、七歳の時から円山存古齋に書を学び、ついで白井華陽について画を学んだ。十七歳に達してから本居宣長の弟子という城戸千楯の門人となつて国学、和歌を学んでいる。一八四一年（天保十三）二十六歳の時母と死別し、出家の志を抱くようになつたという。その心境を「西に行く月よいざなへわがはゝは しで（死出）のたびぢにけふ

（今日）たちにけり」と詠んでいる。清風の「一代記畧図」には「二十五歳ニシテ母ニハナル」とあるが、これは思い違いで二十六歳（天保十三年）が正しいとされている。（広瀬正義著『日扇聖人略伝』）一八四三年（天保十四）江戸へ出て、「羽根田村ノ松崎スウドウニアヒ、太田殿ノ御力、へ、ウン野与助ニ中庸ノ講釈ヲキ、」（『日扇全集』第三卷所収「講談要義」）などしていたが、「あつさにあてられ」て病にかゝり、医者は死ぬだろうと見放したがる日ならずして快方に向かつたという。これを長松の「回心得度の動機」（『あそか』<sup>2</sup>西野日溪稿「長松清風と本門仏立講」）と仏立講系統では論じているが、母の死と江戸での病気が長松を信仰の道へ向かわせたことは否定できないようだ。

間もなく京都へ帰ると、彼は「真言ヲ学び、叡山ノケン（堅）隆ト云僧を師トシ、又南禅寺ノ大観和尚ノ講下ニ禅ヲキ、越前永平寺の尋倫和尚ニケイノ宥ノ鳥居ノ木ノ、コツ一本ヲウケ、又病ニカ、リテ能勢ノ妙見ヲ祈リシ事アリ」（『講談要義』）などと信仰遍歴のち、二十九歳の折、本門法華宗本

能寺の塔中長遠院で書の席が開かれてそれに臨んだが、ここで秀典日雄の折伏を受けて本門法華宗に入った。

かくして一八四八年（嘉永元）三十二歳の時、秀典の伝書を持ち淡州（淡路島）の津井村隆泉寺の無著日耀のもとへ赴き弟子となつた。号を無貪といつた。無貪著をもじつたものである。この妙蓮寺派の日耀系から清風の仏立講が成立し、本能寺派の大覚日肇系から松平頼該の高松八品講が生じている。この因縁が後述する頼該と清風の關係につらなり、その後における本能・妙蓮両寺の対立に長松が関連づけられることもなるのである。

さて、得度した清風は師とともにその年の四月尼が崎本山本興寺に入寺、この檀林に学ぼうとしたところ、清風はかねてから天台や本門法華の学問をし、書や画をよくし、歌もよみ文もたつというから、定めし慢心者に違いない。そのような者をこの檀林に入れるならば、われわれは退檀すると学生たちが本山につめよるという事態を生んだ。そこで入檀を諦らめひとまず師とともに淡州へ帰つた。それから四

年、三十六歳になつた一八五二年（嘉永五）ふたたび支度をととのえて総州細草の檀林（上総鷲山寺内にあつた）に行こうとしたが、村上平樂寺勤兵衛、村田表浪らにとどめられて西行庵に住することになる。その理由は、これらの人たちから「檀林をつとめて能化になり、終にあかき衣をめして本寺に職たりとも衆生を化度し給はざらんには詮なし、ただ諸人一人たりとも御教化し給ふが高祖への御奉行也」（「清風一代記畧図」と説得されたからであるとされているが、同時に清風自身がそのような胸中にあつたということでもある。それは、さきの尼が崎檀林入檀についての反対が、清風にこのような心境を抱かせるにいたつたとも見られるからである。というのは、その嘉永元年八月師日耀にあてた清風の書状で、いたずらに檀林で月日を送り、学ぶべきことも学ばず、住職となつて檀家にへつらい、謗法の徒を折伏もしないようでは仕方ない「檀林にこそえ出ぬ門流の僧也と存候に付、寺にて養生いたしたくと存候へども、法用なんどつとめぬ不知案内の新発意」であるから、西行入寂の処である西行庵に仮り

住いし、罪障消滅の經を読み、乞食頭陀の行をした  
いと思う旨を書き綴つてゐることでわかる。この  
文章は自己反省的に記されているが、底流には当時  
の僧侶、教団への厳しい不信の視点があつた。

いづれにせよ、この西行庵に一応の居を定めてか  
ら、清風は独自に布教活動に専念すること二年、次  
第に信者も集るようになった。すると近隣から折伏  
などについての批難が起こり追放の浮き目にあい、  
榎本寛藏の隠居所に仮寓し、寛藏を教化したが、こ  
こでもまた一年あまりで町内の年寄りなどに憎まれ  
て追い出されてしまふ。ついで藤堂哲造という儒医  
の裏座敷に移り、ここを足溜りに折伏活動を展開し  
たが、これまた立退きの羽目に追い込まれる。そこ  
で仕方なく蛸薬師の親里へ帰り「しばらく俗になり  
て衣をたためて町分へは禅門清風と名前を出して旧  
宅にすむ」（「清風一代記畧図」）ことになつたが、  
この旧宅でも「清風を尋て頂妙寺の僧、一致の説法  
者教妙院等、此家に来りて法義を論ず。常に法難絶  
ず」（「清風一代記畧図」）といわれているから、  
清風の折伏行への風当たりは激しくなるばかりだつ

たようだ。そうしたなかで、在家主義に立つ仏立講  
開講の直接的動機となる「三途成不の論」が讃岐高  
松で燃えあがる。

#### 松平頼該と高松八品講

ここで前述した高松藩松平頼該の高松八品講  
（以下高松講）についてふれておかなければな  
らない。高松藩の藩祖松平頼重は水戸藩の頼房  
の長子で光圀の同母兄にあたる。従つて水戸  
と高松の關係は極めて深い。頼該の父は高松藩  
第八代主頼儀で、彼はその妾腹の子であつた。  
一八二一年（文政四）頼該十四歳の時、水戸か  
ら頼該が入つて頼儀の跡を嗣ぎ、頼該の弟頼胤  
がその嗣子となり、ために頼該は三十一歳で隠  
居し、讃岐宮脇亀阜荘に分家している。この間  
彼は宗教遍歴を重ねながらも、ついに本門法華  
宗高松本覚寺日韻の教化を受け、その信仰に入  
る。その後弘化から嘉永年間にかけて折伏伝道  
に力をそゝぎ、高松講を組織するが、一八四八  
年（嘉永元）十月には、さきに紹介した大覚日

肇が頼該の招きで高松に向かい、高松講の教化にあたり、その後も自著『弁通秘密義二巻』や『成仏大綱弁』などを頼該に贈つて教学の指導を行つてゐる。清風もまた日肇との関係について「本山ノ肇師ノ御教化ヲモ蒙リ、其後讃州高松ニ書ヲ送り松平左近公ノ師匠トタノマレ」（『講談要義』）と記していることから見て、その教化を受けていることがわかるが、ここでいう高松に書を送つたというのは、一八五六年（安政三）三月に、清風がかねてから法華信仰について考えていたことを書面にしたもので「されば難行にもあれ易行にもあれ信心折伏行をばなれては外に成仏の道はなきなり」と擲筆されている。「御法のしるべ」のことである。これは当時高松で生じていた「三途成不論」に関連した松平頼該への援護射撃でもあつた。この「三途成不論争」というのは、慶林日隆（一三八四〜一四六三）門流の舜龍日蒼により江戸に入品講が文化、文政のころ盛んになつた（この末期に長松清風が江戸へ出ている）が、その後皆成派と久遠派にわかれて争うようになったことである。三途とは地獄・餓鬼・畜生界に墮

した霊が、十界皆成という見地から回向によつて即身成仏出来る（皆成派）か、成仏は必ず信行下種によるもので、三途の畜生などには信行なき故に成仏は出来ない（久遠派）とする論争であるが、その背景には僧侶が死者儀礼を行としそれを生活の資とすることの是非、積極的な折伏主義の是非などがからんでいった。この成不の論が高松で起こつた原因は、香川出身の僧守進（貫名日政）が高松講の講席で堺頭本寺日然の説に依つて三途成仏説を唱え、これに頼該が反論したことと端を発している。守進はこの経過を日然に告げ支援を求めたので、ここに日然対日肇の論争に発展したが、日肇が没するや本能寺の本有日紹が安政年間にいたり高松講の抑圧を企てた。そこで日肇と親交のあつた無著日耀が高松講に肩入れし、長松清風、島田弥三郎（露蜂）らがこれにくみした。そこで日紹は一八五六年（安政三）五月、東山本住寺に隠栖中の日耀を新義異流の徒として追放しようと計つた。そうしたなかで清風は、日然と日紹宛に同年九月『三途成不決断抄』なる書面をしたため、回答を求めた。それには「サレバ久遠ノト

キモ諸宗折伏今ノ如し。体内ノ信者体内ノ謗者ヲ呵責ス。……サテ下種ハ人界に限り、即身成仏ハ信者ニ限ルト定ム。……畜即成ナド申ハ、イトワロキ事也」とされている。こうした論争は慶応年間まで続くが、これが長松をして仏立講創立に踏み切らせた直接の動因になったといふことができる。

ところで、ここでもう二度松平頼該の高松講にもどらねばならない。頼該の高松講は「嘉永元年から頼該の死去する慶応四年までに、南は肥前天草から北は陸奥国まで四十七カ国に、四四五九名の講員と支配下の講九十三を数える全国的規模の教団に発展する。安政四年清風が仏立講を開講した時には、既に講員三千百有余名、支配下の講五十三を有する大勢力となっていた。その教えは瀬戸内両地域の農村地帯を中心に、諸国の武士、瀬戸内・畿内の商業都市の商人に浸透していった」（『講坐日蓮』4冠賢一稿「仏立宗」といわれるほどの勢いがあった。一八五六年（安政三）に「御法のしるべ」が縁で高松を訪れた清風は、頼該の仏法活動について「此左近宮協公と申ハ、大名ニおはせども木馬ニ乗て常ニ

大衆のためニ御法をときゝかせ給ふ御かた也」と記している。またこの時仏立講開講の有力信者となつた八品堂谷川浅七が信心強盛なることを頼該に話したことから、頼該が大マンダラを授与してくれたと記録している。（「左近公授八品堂浅七郎大曼陀羅裏書」）

この高松講の信者層は、頼該が上級武士であつたことにもよるが武士が案外に多く、地理的条件でもあろうが農民に強い支持層がひろがり、ついで商人という順といわれる。これを長松の仏立講に比較すると、こちらの信者層は中流以下とくに小商人と職人などが圧倒的な数を占めているという違いがあり、それが両者の思想に微妙な相違を生ぜしめている。

その一例を頼該の勤王思想に見るとしよう。一八六三年（文久三）二月、頼該は江戸に赴いた際、坊城大納言に「万一火急の場合は別段智謀策略杯とは申不及候得共、兎も角天朝の御為に水火に赴き候も厭ひ申さざる鉄石の義徒を集め置き候得者、乍恐後日何かの御為と奉存只今法華経信者の名目で連判帳に記し置き候者、去る嘉永元戊申年より当癸亥

(文久三年)迄都合二千五百余人御坐候、尤も此の事情にて故らに村々浦々の百姓町人夫婦女子抔も混雑致居候得共、又近国遠国の差別なく士分以上の者は時節柄多く変名を相用ひ候者も其儘記載申候」と語っているといわれる。(日蓮宗現代宗教研究所

『所報』<sup>4</sup>冠賢一稿「高松八品講の成立と展開」)ここでいう連判帳とは頼該が授与した人名を記した「本尊授与帳」のことであるが、いずれにしても、天朝のため火水もいとわぬ義徒二千五百を誇っている頼該であるが、長松にはこのような極端な「天朝びいき」は無い。これは信者層の相違からくるものであると同時に、忘れてならないことは水戸藩との血縁関係によるところが大きいという点である。

初代藩主が光圀と兄弟だということは本稿のはじめに記したが、その頼重は、一六七三年(延宝元)二月、將軍に神社仏寺の刷新について上書している。それは光圀の仏教(寺院)に対する考え方と軌を一にしている。頼重によれば、

一、日本神国ニ候得共、近代中絶仕、国主領主ニ被<sub>レ</sub>仰付一、無用の社減し、古来より名有<sub>レ</sub>之社

軽く造営仕、宗源之社ハ、社人計、両部習合之社ハ社人ハ社人、本地堂ハ別当、其々ニ役義相勤、神道の作法急度相心得候様ニ可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰付一義ニ奉<sub>レ</sub>存候事

一、諸宗之寺々、諸国ニ夥敷罷成候、然る故、住持の吟味無<sub>レ</sub>之、且那の鼻頂有<sub>レ</sub>之て古跡ハ退轉致、新規の寺結構ニ罷成候間、国々ニ一宗一宗の下、本地吟味を以被<sub>二</sub>仰付一、無用の寺々に減し、古跡取立、并むさと出家ニ不<sub>レ</sub>罷成一候様ニ、国主領主ニ屹度被<sub>二</sub>仰付一候ハ可<sub>レ</sub>然奉<sub>レ</sub>存候事とあり、いたずらに社寺を破ることを主張しているのではないが、無用の寺を減じ、やたらに出家することのないようにと厳しい指摘をなしている。光圀も水戸に日蓮宗の久昌寺を母親菩提のために建立するなど、単なる廃仏論者ではなかったが、寛文年間、新地の寺九百九十七を毀ち、三百四十四カ寺の破戒僧を還俗させるなどの行政を行っている。それが幕末になって廃仏棄釈につながってくるし、同時に尊王派となつて王政復古の一つの原動力ともなつたことを思えば、頼該の八品信仰が勤王思想と結び

つくのは当然といえる。

しいていえば、頼該の折伏主義が、さきに論じた本能寺本有日紹による久遠派抑圧に関連した高松講への圧迫に対し、「誠に今の世の中はさかさまにて在家の衆は信心をはげみ、謗法をおそれつつしみ、肝心の仏法を教へる役目の出家方は、まづ自身から謗法の手本を出され、それに従はぬ檀家の者を憎みきらはるること何事ぞや」といつた批判をあえて行い、この弾圧について講員に「左近殿は俗人二而かわらぬ事ながら、物入りをいとはず人々を教化し給ふ、お寺の坊さまハ其役目ニ居ながら檀家の謗法して地獄へおちるも、かまひなく施物を受けて自身を安楽ニする、サアきさまどちらの人が親切なるぞ、どちらのいふことを聞ぞと問つめ給へ」(「備後状」前掲稿)などと激した態度は、もちろん室町時代の日隆門流の教学から出たものではあるが、その底に水戸藩流の仏教観が投影しているといえなくはない。

この高松講も、一八六八年(慶応四)頼該の死とともに勢力を失うにいたるが、長松は高松を訪れてから一八五七年(安政四)仏立講開講まで「松平左

近殿を我檀越にたのみ月々助成の送り金によりて京師にすみ」(「三編法門合」)とあるように、その資金援助に頼っていたようだ。

### 三、長松の反権力性と妥協性

#### 仏立開講と信者層

かくして、京都東山の西行庵で二年余を過した清風は、一八五七年(安政四)正月十二日、京都蛸薬師の千切屋八品堂の谷川浅七宅で八品講を開講し、これが仏立講の発生となった。時に清風四十一歳である。当時のことを「はじめの御講衆四人也、後此講万人を以て数んずと思ひおきたり」(「清風一代記畧図」と記しているように、わずかの人数で出発している。しかも信者の谷川浅七は染物職人、三文字屋長兵衛という糊置職の母など要するに職人の集りであった。その後、さまざまな迫害を受けながらも中下層の商人に信者は拡がり、一八八六年(明治一九)に書かれた「鶏鳴曉要弁下」によると、「今年迄三十年ノ間、京大阪大津、伏見、北山、南



山城、紀州、神戸、土山、丹波、兵庫、宇治、勢田、但馬、丹後、若狭、越前、高松及び阿淡三備、東京、会津、薩摩、長崎、東西南北仏立講ヨリ弘マリ出タル上行所伝ノ御題目」と布教戦線の強まりがしめされ、その数五、六万人とされるにいたり、「此講万人」を実現している。

ところで仏立講という講名については「長松堂清風撰ムトイヘトモ、時機ヲ考ヘ謗者輩ニモ菟角ニ名聞ニヨルヲ以テ讃州高松へ下向ノ後宮脇御屋敷ニ隠居シ下フ、松平左近公ノ撰者トシテ御承引アルニヨリテ仏立講ト号シ」（「隆師年譜下」）とあり、「御一新前マデハ」高松組と呼んでいたように、当時の権力関係を考慮に入れ、あえて高松藩の威光を利用したものと見なされる。この「仏立」とは久遠の本仏が立てたという意味である。

にもかかわらず開講後「追々繁昌ニ及んで町内とし寄中村半兵衛と論ニ及び、此家の宿坊興福寺と法論ニ及び、大ニ折伏をして終ニ又此町内旧宅をおひ出されて、三条両替町の角島田八郎左衛門の隠居処ニ住するやうになり」（「清風一代記畧図」）など

の折伏活動にともなう所払いをされるなかで「高松の藩中何がしに讒言せられて護法外護の助成をとゞめられ」（「三編法門合」）という事態も生まれてくる。この点に関して、清風が仏立講を開講したことをその初期において高松八品講の分派と見ていた松平頼該は、その前途を祝したが、その後における清風の言動は、高松講と必ずしも軌を一にするものではないことを知る。「従つて爾来、高松講との間に不和を生じ、高松講に於ても清風排斥が起こつた。頼該は初め同一久遠派内に分裂を生ずることは不利であるとして、異体同心の趣旨に依り、その間の調定を計つた。然るに安政五年十月、清風が菩提の直路を著してその学説を明らかにするや、遂に三途不成の名目論で決裂するに至つた」（「執行海秀著『日蓮宗教学史』」）とする説がある。たしかにこの「菩提の直路」には、「たとひ法華経たりといふとも、開会観心もしらぬものが、たど（さぞ）むつかしげにいひなして、初心をかるしめ、学者ものしりよりハ、成仏もかなはず現世の願ひも成就せずとやうニいはむ人ハ、法華経をそしれる人なり。是人地獄ニ

おつと仏さだのさせ給へり。……されば下愚正直の人ハ早く信心を決定し、中根の人ハおのが才智ニむすば、れ大無辺の仏意をうかゞハむとし、うかゞひはて、後、信心をせむなどいひて仏説をうたがひ、かつ憍慢ニして終ニ得信心ハせぬものなり。上智の人ハ我智の仏智ニ及ばぬことを早くしりておのが智慧才覚を捨て信心を成就するなり。このときニハものしりも、ものしらずも、愚者も小兒も女人も悪人も皆信心を以て成仏するなり」として、下愚正直者の信心決定を重視した論理が展開され、仏立講の

「信心宗、愚痴宗」なる所以が託されている。こちらに高松講との相違点が見えはじめているといえな

いであろうか。同時に、この「菩提の直路」は本能寺や本興寺一山の批判にさらされ、ついに一八五九年（安政六）十月にいたり、大路西風の名において

一、菩提直路之板木今般御差支ニ付御寺号へ被召上候事

- 一、三途不成之義堅不可談候事
- 一、十界勸請之御本尊誰人ニ御頼候共謹写之不可

### 遣候事

の三条に違背せざることを誓わせられるにいたるが、この誓約書に「右菩提之直路板木之義ハ讃州高松表へ遣有之候ニ付取寄次第早々相納可奉申候」と添え書きをしてあるところなどからいつて、こうしたことも高松講との離間にあながち無関心だったとはいえなからう。

ただこの「菩提の直路」で大変興味あることは、その最後に「本門仏立講内の御人々に申」として「御公儀御法度の趣をかたく相守、主君、師匠、父母等の御恩をわすれぬ様」と封建道徳を説き出して「譬へば法華経ハ衆経の君、第一なる事知れた事ながら、ともすれば、第二第三といひて臣下の経を弘めむがためニ、主君たる経をいひくだし」たりするから、当然のことを当然のこととして申しておくとし「かへすがへすも主君、師匠、父母等ニ忠孝の道をたて未来をもとぶらひ参らせ申べし」と結んでい

る。それでいて、真にいわんとするところはこの一文の「法華経は主君」という点にいらるとい

ことである。

さて、「菩提の直路」の板木が押収された年に作成された「本門仏立講十人組定書」には

一、御講 夜四つ時限

あとに残り候はなしありとも四つを限りとさため候

一、在家の身なれハ家業尤大切ニして事かゝぬやう御講永続をいのり候 若今日左まへニ成候時ハ当世ニテハ信心も左り前ニ相成候事故ニ是迄いろいろと相考へ定ぬ事ニ候

一、夜之他家へ御題目等ニ出候事講内ニ非すハ出候事かたく無用に候

一、講内金銀かしかり無用ニ候

などと、細かい注意がなされている。ここにも商人や職人を信者層とした集団の特色があらわれている。「士や百姓職人商人も同じ世界のおなじ人なり」という清風の歌も、こうした点の反映である。この長松清風の民衆性をとくに町人性をしめす一例を、つぎの譬えに見ることができる。謗法の行いはしないが題目口唱の行をさのみ励まぬ人というのは、商

人の手代で、銭は使わないが、儲けることを少しもしないようなものだとし、謗法しないで口唱に励む人は、家庭の雑用を万事よくこなし、家のためにつくす貞実な女房のようなものだとするのがそれである。これらの考えが、一八六二年（文久二）の「仏立講是」に集約されるが、それより先の安政六年、大津の酒造業小野山勘兵衛の胃病を癒し、これを入信させ、それが縁で大津に仏立講開講、法華堂建立となつたが、この小野山に入信を進め清風に紹介したのも高橋義三郎という植木職人である。こうしたことから

金ためて功德になるとおもふなよ たることしら

ぬ餓鬼にこそなれ

あきうどの大金もうけしよろこびは おそしさま

(御祖師様)では竜の口也

などといういたずらな金儲け主義への批判が生まれるが、これは豪商には縁の簿いものであるとともに、金持ちに対する中、下層市民の感情の反映でもある。

「仏立講是」と権力への接近

このような歴史のなかで認められたのが「仏立講是」である。それには「四恩奉答ノ御為」として、

「末法相應利益現証ノ妙法蓮華経ヲ信ズル輩、オノオノ勤仕家業ノイトマ信者ノ面々家々ニテ題目講ヲツトムル事ハ、国王、父母、師匠、一切衆生ノ四恩ヲ報ゼンガ為、及ビ先祖ノ菩提、家運長久ノモトキ現世安穩ノイノリ、未来仏果ノ種ヲ養育セムガ為ナレバ、尤モ家業ノイトマヲハカラヒ、慈悲、親切、柔和、忍辱ヲモトシテ互ニ檢約ヲ守リ、無益ノ費ヲハブキ、世間ノ雑談ヲトドメテ、信心ニ御講ツトムベキコト」

とあり、「出世両論」として

「家業アレバコソカカル功德ヲモツム事アレ、カカル善事ヲナセバコソ、水難、火難、盜難、不慮損失ノ難ヲモノガレテ、諸仏菩薩諸天等ノ御アハレミニモアヅカルコトナレ。世出世ハ車ノ両輪ノゴトシ油トトモシビノゴトシ、イヅレ欠ケテモナルベカラズ。信心ハ家業ツトムルウチニコモレリ」と訓し、

「只在家ノワレワレハ、上ハ国王ノ恩ヲ思ヒ、及

ビ親ニ孝行、主ニ忠義ヲサキトシテ、父母ノ未来ヲモトブラヒ、子孫永続ノハカリゴトヲモイトナムコト也。オホケナクモ、国土安全ノ御タメニモナレヨカシ、トツトムルワザナレバ、火難、水難、横死等ノトムラヒヲモナシ、又ハ講内ニ病人等アレバ互ニ親切ヲモテ病氣平癒ヲモ、イノルベシ、火事アラバ見舞フベシ、死人アラバトムラフベシ」(広瀬正謙著『日扇聖人略伝』)

と説いている。これらの講是からいえることは、封建的市民道徳の主張であり、現世利益主義である。さきほど来述べてきた町人意識のさまざまな面も、講是ではこのように集約されてくるのである。ここに長松清風の「折伏主義」が、権力への抵抗として十分行動化されず、現実妥協主義の限界を保ちつつけるというパターンの原点があるように思える。その典型的な例を、一八六九年(明治二)廃仏棄釈、神仏分離の政策のもとにあって、長松が奏講元にあてた書状の一節に見ることができ

「当時は神仏ともに已前に御用ひ異なる歟、仏法御廃止ともなるべき歟の砌には、四恩抄のごとく国

王国土の恩を思ひ、又此国に御用ひになれるも国王の思召なれば、天長地久国土安穩 万民快樂のため法華誦誦いたし候て、此の皇国の大恩報謝の御ため鎮護国家の大法なり 故に經の御力を弘通して國土の泰平をいのるを宗旨とするとあるが 比叡山にも当宗にも天下御免になるいはれなり」

とあり、かりに仏教の諸宗が禁ぜられても「鎮護国家」「四恩奉答」の大法である法華宗（とくに本門法華宗）や天台宗は認められるいわれがあるとし、明治政府の施策に身を寄せた方向が記されている。これにはその前年に起こった投獄事件の影響を見逃しえないが、やはりその根底には、前述した高松講頼該などとの関係が考えられはしないであろうか。

ところでここで、その頃の長松が神道についてどういう態度を持していたかを見ることが重要であろう。それを一八六四年（元治元）ごろに書かれたと推定されている清風稿「信謗二尼問答」で紹介すると、「神道ハいか」の問に

「神ハ吾国の御先祖様ゆゑりやまひあがめ奉るべし。されど過去といひて、すぎしむかしのこと前世

のこと現在といひて今の事、一生のこと未来といひてのちのこと、死してののちのこと、この三つをひろくときさとし、善悪因果応報の理をしめし、心のくらき迷をしらしめ、明らかニすることハ、法をハなれて外に道なし。この法とハ内典佛法をいふなり」と答え、神はわが国の先祖だから「うやまいあがめ」と教えている。この神道観は当然のことながら

一八七二年（明治五）「第一条 敬神愛國ノ旨ヲ体スベキ事、第二条 天人道ヲ明ニスベキ事、第三条 皇上ヲ奉戴し朝旨ヲ遵守スベキ事」といういわゆる「三条教則」が出され、国家神道を精神的支柱とした明治絶対主義の確立が急がれる情勢のもとでは、完全にそれへ組み込まれて行く。「三条教則」を受けて記された「三則体認兼題合説之弁」は、そのことをいかになく物語っている。「天孫天津彦々火瓊々杵尊、天照大御神ヨリ三種ノ神器ヲ伝へ、天下ヲ治メ玉ヒテヨリ今上天皇ニ至ルマデ皇統一系連綿トシテ万邦ニ秀発卓立シテ、比類ナキ尊国美体也」と「皇統連綿万世一系」を誇り、「今ニ神ノ靈魂ヲ勸請シテ祭礼ヲ営ム所以ハ、天神宮殿ノ内裏ニ鎮坐

シテ、世ヲ治メ国ヲ保護シ人民ヲ幸患シ玉ヘル其神慮ヲ慰メ奉ラントテノ所為ナリ」、「天理ト者天心也、心ハ神ナリ、天理発動シテ神ト生玉ヘリ」などと「敬神愛國」「天理人道」「皇上奉戴」を解説している。

ここまでくると時代の差があるとはいえ長松に強い影響を与えた日隆の「信心法度十三条」の第一条である「他宗謗法ノ堂社へ参ルベカラズ、同、神仏ヲ拜ミ一紙半錢ヲモ供養スベカラズ」の思想とは、いささか相違を見せることになる。しかし、これは「神道(社)非宗教論」的発想の範囲内においてであり、神社の「お札」などを強制されるということになれば、長松の折伏主義がこれを簡単に肯定することはありえない。ここに、後述する「大麻」問題が起こつてくる要因がある。この「三則体認兼題合説之弁」は、一八八二年(明治一五)十月に発表された「本門仏立講改正定則に「講内心得」として「第一条 天朝ノ御趣意ヲ堅ク相守可申事 第二条 神明ハ尊重シテ疎略ニスベカラズ」という条文で記されるようになった。

### 第一回の入牢と弾圧下の折伏行

さて、天津に進出した長松は、一八六五年(元治二)大津の天台、浄土、一向、日蓮宗など六十四カ寺から、清風は何者とも知れざる者を止宿させ、キリシタンの邪法を行うということと、在家の身で法を説くという理由で訴えられた。これについて長松は、仏立講は決して不正なものではない。その証拠に讚州高松の松平頼該から本尊を授与されており、また京都の町奉行浅野和泉守から仏立講へ下された直筆の講名を書いた軸があることでもわかると反論。在家でありながら法を説くということについては、講をつとめる時日蓮の御書を読みあげるのを説法と間違えたのではないかなどと反論したが、一八六八年(明治元)七月、前夜から四十余人の役人が屋敷を取り囲み、翌朝いつわりの呼び出しをかけられ清風はじめ弟子四人信者三人が逮捕投獄された。罪状は「清風はキリシタンの邪法を行す」というにたった。これが「牢に三たび入れられ八度ところをば追い出されつつ立てしこの講」といわれる第一回目の入牢であるが、京都府知事の長谷信篤の前で本能寺

日意の弟子として出家することで赦免された。この事件に関しては、その背景に「西山（本能寺と本興寺）対蓮山（如蓮寺）の内訌が絡つてゐたので、同年八月、西山と蓮山との和融が成立した結果、清風は三途不成の新義を立てざること、勝手に本尊を書せざること、山命師命に背かざること等の誓状を本能寺に入れ」（執行海秀著『日蓮宗教学史』）て釈放されたという指摘があるが、とすれば、前記安政六年の「板木押収事件」から尾を引いたものということができる。清風は出獄後、蓮山日成から「ドウゾ寺ヲヨクシテモライタイ」（「清風一代記畧図」）

と頼まれて宥清寺へ入ることになる。「宥清寺の参詣けしからぬ賑ひ、朝は本堂一面に相成候 よるは亥刻すぎ迄も参詣人有是候」と河波屋新蔵に書き送っているような隆盛を見せはじめ。確かに信者が花洛で増加しているからこそ、一八七一年（明治四）正月四日の「本門仏立講不退衆十人組談合永統可堅ノ事」という信者への厳しい訓が出されるにいたつたのであろう。それは、「此本門仏立講開講已来、培増繁榮今日本国ニカカル信心強盛ノ大講有ルコト

ナシ、諸門流寺檀共ニ名ヲシラザルモノモナクナレリ、サレバ当講開発ノ導師清風死シタル後モ、相互ニ面々心ヲ合セ、思ヒ思ヒニ三人五人ノ別講ヲタテヌヤウ、当講哀微ニ及バヌヤウ永統ヲ祈リ」これを守ることを忘れ三宝の冥加にはずれて罰を蒙らぬようにせよと、別講を立てて分裂することを戒めたものである。別講を立てることへの警戒は、その後も時に応じてなされている。明治二十一年に弟子一同にあたえた指南でも「御法門筋ハ門祖御指南ヲ受ケズ、勝手ノ儘ニ法門スルモノアラバ、当講席ニ出ツル事ヲ制ス」とされている。

そのように発展してきたなかで起こつたのが第三回目の入牢である。事の起りは、一八七二年（明治五）京都の西七条方面に住む僧侶、神官、山伏、医師などが儒者大矢某を代表として府知事に「清風は邪法を弘むる者」として訴えたため、宥清寺に捕手がむかい長松はじめ弁了（日随）現隨（日教）、種榮の三人の弟子を逮捕入獄せしむるにいたつた。長松は四十二日間入牢のち本能寺あずけとなつたが、翌年赦免となる。その間、宥清寺は門を閉じ、参詣

人は小門から出入していたという。

この年に「宗門本尊ハ万法具足ノ大曼陀羅ニシテ、題目ヲ以テ本尊トナス。經ニ云ク『如来一切所有之法』コレ妙法五字に万法具足ノ文証ナリ。此五字文ニ非ズ、義ニ非ズ、一部ノ心ナリト。行者已心ノ三千具足ナリ。一切衆生ノ仏性ナリ。一切衆生語默作、皆一心ヲモトトシテ起ルナリ。故ニ心ヲ一境ノ妙法ニ止メテ余念ナク平ニセシムレバ、生死ニ迷ハズ、主ニ忠ニ、親ニ孝ノ心トナリ、信心ノ位ニテ悟ノ位ニ入ルノ直道、仁義五常ノ道セ自ラニ立テバ現世安穩ノ法ナリ」という「本門仏立講々旨」が発表されている。時には清風五十六歳である。

### 現世利益の折伏活動

病氣直しの「現世利益」主義にたつ仏立講は、しばしば医者は無益なりとし、薬を飲むことを止めなければ利益がないなどと折伏する信者が増え、清風も再三警察などに呼び出しを受けていたが、一八七五年（明治八）三月から翌年九月まで長松は「遠足止め」をいい渡される。こ

の「遠足止め」にあつた日、清風は山田善五郎あてに「御尋ノ儀有 之、京都府へ罷出、便宜所ニ於テ、御仰ニ曰、教部省ヨリノ御布令ニ仏法ヲ以テ病者ヲ祈ルニ、湯薬ヲサマタグルニ相当ツテハヨロシカラズトノ御事承リ候。尤モ病者ハ医ノ関係スル処ナレバ、病氣平癒ノタメ、講中互ニイノリアリクハヨロシカラズト存候。寺へ參詣シ御供水ヲイタダキ、自分信心スルハクルシカラズ候」と認め、欄外に「〔敬神〕ノ事神札モ亦然リ」と記してあるから、謗法払いですでにこの時代から神社の「お札」の扱い方で権力側の圧力があつたことがわかる。

それこれが「本門仏立講改正定則」に盛られて

第四条 宗法ニ事ヲ寄セ奇異ノ説ヲ唱へ申スベカラズ

第五条 他ノ人入講スル時、其ノ神札仏像ヲ持帰り、或ハ破却等ノ儀決シテ致間敷事となり、「御講勤メ方心得」で



一、先祖ヲ弔ハンガ為、仏事ヲ營ミ候トモ世法ニ背カザル様相慎ミ候事

一、不行儀不作法ナク、物静ニ近隣ニ妨害ニ成ラザル様相勤メ候事

として、拍子木などをやたら激しくたたき、大声で唱題して近隣に迷惑をかけるなどといった注意事項となる。これは当然のこととしても、世法に背かずとする清風の考えは、「王法を遵守する」と密接不可分に取らえられる（「本門仏立講興起ノ来由」）点が強いことからすれば、当時の支配権力に弱かつたという一面のあらわれでもあることに注目しておかねばなるまい。

一八七九年（明治十二）十月、大津法華堂は滋賀県庁から仏立寺と公称することを許されたが、それから二年後に日蓮の六百遠忌を迎えた清風は「宗祖に佐前佐後の法門の相違あるが如く、当講に於ても、明治十四年十一月の御遠忌以後の教説をもつて第三法門となすべし」（「拝要抄」）と述べているように、この年以後の教説を重視するよう教えている。これより以前の清風の教学は「成仏を決定するは智

に非ずして信心決定なり」と信心正因を説きながら他面で口業正意を主張するが「後期の教学に到つては、信心正因論より口業正因論へと展開し、唱題絶対主義に傾いている。また成仏の問題は現証利益主義となり、宗教が功利主義的に考へられてゐる」

（前掲執行著）とされている。一八八六年（明治十九）に草した「要学三書伝」（「無智清風得分伝」）に「題目ノ行者ハ誦誦スルトキニハ、口唱ヨリモ誦ノ功德ハスグル、ト、在家ノ耳ニ、キカシムルノ大謗法也」といい、「寺ガ大キデ、堂塔伽藍莊嚴キラビヤカニシテ、住職ハ勅任官、大僧正、大教正、大学者ノ大物シリニテモ、利生ヲモ頭ハサズ、人ヲモタスケズハ、コレ真実ノ出家ニ非ズ」としているのは、そのことをしめしている。これは誦誦謗法論に通ずるもので、初期の歌である「門流の信者とならば法華経と御書の内外ハ一渡しれ」（「直達法門歌」）という態度との間に隔りが出ていることは否定できない。

この現利益主義と折伏主義の「堅法華」は、当時においても、必然的に富士門流、興門派（現日蓮正

宗)との激しい対立を生んだようだ。それについての長松の指示は興味深い。その中心は、利益くらべの現証で対決することが肝要であつて、いたずらな法論は意味がないというにある。「汝が門流(富士派)利生なき故に講中すくなし。十人にたらすなど聞く。……汝が門流宗祖の御意に叶はぬ証拠、利生を蒙れるもの敢てなし。所詮ハ論ハ無益也。いづれの論もつまりハ現証を見ずハ世の為の益なし」

(明治九年稿)といい、「興門派ヲ抔ヒノケル事得セヌ人ハ、ニゲルデナクテ早クヨケヨト申用心ノ事」(明治二十一年稿)では「当講ノ歴々タル御面々、カノ興門派ノコエタゴ連中ニ御出合ナサレ候ハ、手早クヨケテ身ヲヨゴサヌヤウニ御用心ナサルベク候。カノコエタゴ連中ハ講之役中又ハ弟子学徒ノ処ヘハ来ラズ候。タバヒコヒコ、ウカウカセル信者ト蔑リ見レバコエ田子ヲカツギコミ、ウルサク候。……但し万言万答黙スルニシカズト」訴えている。これなど、いかにも「無智宗」仏立講の面目がよく出てゐるところといえよう。

清風が「第三法門」とせよと述べた翌年、弟子の

現隨(日教)を東京開教のため東上させ、一八八五年(明治十八)三月に乗泉寺十五世の法灯を日教が繼承する。かくして仏立講の東京開教の端緒が開かれた。長松清風は一八九〇年(明治二十三)七月十一日、大阪玉江組の招きに應じてこれに赴く途次、遂に急病で七十四歳の波乱に満ちた生涯を終える。

清風没後門下の御牧現喜日聞、野原弁了日隨、現隨日教らは八品関係の教団との間で融和策をとりながら、外部との摩擦を避け、もっぱら講勢拡大に努めた。そこでそれまで仏立講が所屬させられてきた本門法華宗は一八九九年(明治三二)その法功をたたえると称して日扇上人の諡号を贈り、大僧正に任じたが、これは仏立講の分派独立を防ぐことと、その異端性ため直しの懐柔策だと見るむきもある。

このように本門法華宗と仏立講との関係は、本門法華宗側からのさまざまな圧迫や仏立講の独立実現についての強い念願などが重なつて、永い年月矛盾をはらんできた。そうしたなかで、一九二〇年(大正九)になつて、仏立講は本門法華宗の一特殊教団となり、本門仏立講財団の結成がなされるようになつ

たが、昭和にいたるも、両者の紛争はつづけられる。

仏立講の発展がらちじるしい勢いをしていった

一九三三年（昭和八）六月十七日に、本門法華宗と仏立講との間で結ばれた「仏立教会所属寺院住職選挙権問題に関する覚書」を見ても、その一端を知ることができる。それによると、「(一) 本門仏立教会

を本宗（本門法華宗——筆者）所轄教会となし、本宗管長之を統轄す。(二) 本門仏立教会を代表する僧侶を講有と称し、本門仏立教会規約の定むる所により選出し、管長之を任命す。(三) 講有は本宗管長の委任を受け仏立教会規約に拠り、教会の事務を統理し事務局及び教会の役員を任免す。(四)——略

(五) 寺法会計、本門仏立教会所及び該教会所属教師義納金は別に定むるところに依り講有より本宗事務局に納付するものとす。(六) 僧侶分限条例 本宗僧侶及び教師にして本門仏立教会に加入せんとするときは、本宗管長の認可を要す。(七) 本門仏立教会統轄に関する規約は本宗管長の認可を得て講有之を施行す。(八) 本門仏立教会は管長の許可を得るにあらざれば寺院を使用することを得ず。(九) 寺法寺院及

び教会所例 本門仏立教会所は本宗寺院及び既設教会所所在地より市に於ては十町、郡部に於ては三十町以内之を設立又は移転することを得ず。市に接する町村は之を市部と看做す」（『仏教年鑑』昭和八年版）などとされている。

この覚書を読んで感ぜられることは、まさに仏立講は本門本華宗の「植民地国家」であり、講有はそのカイライ首相のような関係にあったということである。この仏立講の完全な独立は敗戦を待たねばならなかつた。

ところで前述したように関東に拠点をえた仏立講は、一九一二年（明治四十五）ごろになると、関東一円から浜松、北海道などに信者はひろがって行く。この信者の増加は大正、昭和の不況時代、すなわち大正八年から十二年ごろと昭和六、七年ごろに著しいように思われるが、このことは他の新宗教の信者拡大の時期と符合している。この関東仏立講の発展に大きな役割を果たしたのは、日教の弟子日敏である。日敏は商人の子として生まれ、人形町の呉服問屋に奉公したりしているうち入講し、ついに

家した。一九〇一年（明治三十四）十二月に日教のあとを受けて乗泉寺住職となり、努力すること約十年、大正の初期までに信者五百戸を教化したという。一九一六年（大正五）ごろから本格的な折伏活動が実施され、一九二〇年（大正九）には二千四百三戸が信徒となり、ここに東京における仏立講の地位は確立されたといつてよい。ついで日敏の娘愛子と結婚した田中日晨が乗泉寺を継いだ、その翌年の一九二四年（大正十二）には二千五百戸を教化し、一九二七年（昭和二）には、信徒七千戸に達したといわれる。一九三一年（昭和六）の国内情勢の極度な不安を背景に、「日蓮聖人六百五十遠忌」という旗印による折伏伝道は全信者を蹴起させ、一万戸以上の教化を実現し、この年の教勢は、組数にして東京市内に三百五十九組、地方に百三十六組で信徒総数二万三千戸に達したといわれている。（拙著『近代日本の宗教と政治』）

ここで長松清風の生涯を振りかえりつつ、その教学を通観して一言しておく、彼が中心に据えた日蓮遺文は「四信五品抄」「如説修行抄」「観心本尊

抄」の三部で、これを「当家三部の如説修行抄」と教えていたということである。とくに「如説修行抄」は清風の折伏主義をささえるものとされ、また同抄で説かれている「現世安穩の法文」「人法ともに不老不死」「災難を払い」などが、現証利益主義のささえとされている。「四信五品抄」は信をもつて知恵に代えるという考えを証明するものとして重視され、「観心本尊抄」は「日蓮が当身の大事」といわれているように、日蓮の教義の中心をなすものとして把握されている。この遺文選択に清風の考えが集約されているといつてよいが、なんといいても「如説修行抄」こそ、仏立講教義に不可欠の遺文とされてきたものといわねばならない。

十五年戦争の末期に、「如説修行抄」中の一節が特に宗内外で問題となってくるのも、こうした歴史に由来している。

### 三、十五年戦争下の仏立講

#### 大麻奉安と内部告発

一九三五年（昭和十）十二月八日、近代の日本宗  
教史上で未曾有といわれる第二次大本事件が勃発し  
た。この日、大本総本部は警官に包囲され教団幹部  
はつぎつぎに逮捕された。その中心人物が出口王仁  
三郎であった。それにいたる検察側の理由は治安維  
持法違反、不敬罪である。

その不敬罪とは、治安維持法第七十四条の「天皇、  
太皇太后、皇太后、皇太子又ハ皇太孫ニ対シ不敬ノ  
行為アリタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス、  
神宮又は皇陵ニ対シ不敬ノ行為アリタルモノ亦同シ」  
という条文によるもので、ここから伊勢神宮やその  
大麻（おふだ）に對する態度いかんが、さまざまな  
問題をひきおこすことになるのである。

ところで、この大本事件が起こるや、翌一九三六  
年（昭和十一）二月から四月にかけて天津教が、三  
月に神政竜神会、九月には「ひとのみち」教団（現  
在のPL教団）がやはり不敬罪、治安維持法違反で

検挙弾圧をうけるにいたっている。

この事實は、同年二月ごろから宗教に関する警察  
事務を特高課に移し、宗教活動に對する視察取締り  
を強化しつつ、諸宗教の教義所説を思想警察的視点  
から再検討しはじめたという官憲側の背景下におけ  
るものであった。それはまた翌一九三七年（昭和十  
二）に日中戦争が勃発し、国民精神総動員運動がは  
じめられ、日本軍国主義による中国侵略体制がいち  
だんと強まる時期にあたっていた。

これを日蓮集団について見ると、一九三一年（昭  
和六）ごろからしだいに問題となりつつあった日蓮  
遺文中の「不敬」箇所についての批判、マンガラに  
天照大神の名が書き込まれていることについての批  
判が、国体の尊嚴を汚辱し、天照大神の神聖を犯す  
として、告発という具体的行為となつて表面化して  
くる年にあたる。それを起こしたのは祝祭日全国民  
一斉神宮遙拝及全国的神饌田実施運動なるものを推  
進していた徳重三郎で、彼は、一九三七年（昭和十  
二）三月、その告発書を神戸地方裁判所検事局に提  
出した。この間の事情について、内務省警保局保安

課では、つぎのように記録している。「最近に於ける国体明徴、日本精神強調の時流は直接宗教界にも影響して、所謂神社神道と宗派神道との関係、仏教諸宗に於ける神祇觀の確立、基督教の國家觀等を中心として多くの論義を醸しつゝあり。殊に仏教關係に於ては曩に当局に於て日蓮遺文の刊行に對して一部の削除を命じ、……時勢の推移は從來具體的には比較的問題視されざりし歴史的過程に於けるが如き事項に付ても、当然之を問題化せんとする氣運を馴致しつゝありたり」。(『特高月報』昭和十二年四月分) こうした情勢のもとで本門仏立講は同年の九月、すなわち日中戰爭開始の二カ月後に全信徒参加のもとで恤兵金の街頭募金運動を行うとともに、同日、日比谷公会堂で「『支那事変』必勝祈願の夕べ」を催し、「非常時局ニ即応シ報國ノ赤誠ヲ捧グベク、身心ノ鍛練、剛健ノ氣風養成、貯蓄奨励、出征將士ノ慰問、国防献金ノ勸説等國家奉公ノ指導ニ努ム」(『乗泉寺略史』)との決意を表明した。これらの經道を重ねながら、同年十一月に、神棚奉安大麻奉齋を信徒に徹底させることを内定している。

その直接の動機は、本門仏立講が所屬していた本門法華宗本山から管長名で「講内において神宮神社参拝および神宮大麻の拝受などを不可としてこれが拒否方を信徒に強要したる事実」はないかと問責されたことによる。

そこで講内の教学院、関西講師会などで協議の末一九三八年(昭和十三)二月十七日、本門仏立教会総務局教務本部名による教達第一二八号で

- 一、寺院及教会所は申すに及ばず、信徒各戸に於ても毎朝夕必ず皇居、神宮の遙拝を實行すること
- 二、伊勢皇太神宮参拝を奨励し大麻拝受の趣旨を徹底せしめ拝受せし時は恭しく神棚に奉齋せしむること
- 三、皇陵を始め官、國幣社はもとより各所の神社参拝を奨励し報本反始の至誠を捧げしめ、我國古來の美風たる敬神崇祖の觀念を培養せしむること

など七項目にわたる「國民精神總動員仏立教会信徒教導教師心得」と稱する通達を發し、つづいて田中教務長名で「當講は神社問題に對し從來『まぎらはしきものをいむ』といふ立場にあつた時もあるの

でありませんが、この非常時に際しては高所に座し根本義に立つて国民精神総動員に順応し神社と宗教とは本来別個の存在なる事を確認し以て挙国一致の實のあがる様当講の方針を確立した」（「教達第一二八号に就て」とし、左のような各項についての精細な注意事項を指示した。その注意事項中には、

「大麻」について

大麻は従来は宗教的護符の觀を呈した時もあったので受不受の問題が宗派によつてあつたのですが、現今では神宮の大御璽としてこれを拝受し、これを奉安し大麻を通じて神宮を遙拝し、一層尊崇の念を堅固にする標的としてゐるのであります。ですから当講でもこれを信者全般に拝受せしめて神宮尊崇の念を昂めることに努める次第でありますとされ、神棚については、

拝受した大麻を奉安する場所は神棚を原則とし、ます。経済的事情で直ちに神棚を作ることの出来ない人は納札箱に納めて神棚と同様の位置に奉安して朝夕拝礼して下さい。神棚の前を通る時は頭を下げて下さい。神社参拜、神棚拝礼の時は数珠

は使用せぬ様にして下さい

との指示があり、巷間にある祈禱除災の「お札」や護符は禁ずるが、「大麻」や「神札」は宗教的なものとは違つた意義をもつので奉安してもよいとされてゐる。

こうした本部の意向に沿つて作成されたと見られる西野清説編著『役中読本』（昭和十四年）には、謗法の誡め「信心法度十三ヶ条」をどう頂けばよいのかとして、「信心法度十三ヶ条」は門祖日隆上人が宝徳三年二月（室町時代）に宗内の信徒にしめした謗法の誡めだが、その第一条に「他宗謗法ノ堂社へ参ルベカラズ、同ジク仏神ヲ拜ミ一紙半錢ヲモ供養スベカラズ」とあるが、この「堂社」は「堂寺」とし「仏神ヲ拜ミ」を「仏神（外来神、教派神、淫邪神）ヲ拜ミ」と改訂して考えるべきだと論ぜられてゐる。

その理由は「日隆聖人御存世の室町時代には神社は謗法の仏教宗派と一つになつて居りましたから『他宗謗法の堂社』として、表面は参ることを禁ぜねばならなかつた。……而るに、今日では神社はあ

らゆる宗教宗派を超越した存在として、謗法の宗々とは何のかゝはりも無いと云う事が明らかになりました」からだとされている。従つて「仏神」といつても、その「神」とは国家神道系の神を除外したものとすることに通じてくるわけである。それを具体的にいえば、① 皇祖皇宗及びその系統、② 国家の功勲者、③ 地方郷土の開拓者、④ 氏族の祖先などの祭神（「教達第一二八号に就て」ということになる。

しかも、この『役中読本』のころになると、それまで受けることを拒否せずといった方向から、より積極的拝受の方向が出てくる。すなわち「神宮大麻御奉齋の如何に注意し、もし之無きは必ず奉齋すべき旨を言い渡し」という注意事項が記されているのがそれである。これらの歴史的事実について『乗泉寺略史』では「これは上<sup>上</sup>特に皇室の祖先を敬う国民的道德の立場からであつた」とし、敗戦後には「神社も宗教なりと断定されてからは本宗本来の姿に還り宗教的にまぎらわしい神棚は廃止することになつた」と弁明しているが、この点については、十

分な反省がなされるべきではなかつたらうか。このように本門仏立講本部が「大麻」奉安を決めた翌一九三八年（昭和十三年）四月、文部省は、日蓮宗や仏立講に対し、つぎのような質問を行った。

① 貴宗（講）教学においては皇祖天照大神に対し如何なる御取扱いをなさるゝや

② 貴宗（講）教学においては、本尊マンダラとして如何なる形式のものを用いらるゝや又国神勸請の有無とその意義いかん

これに対する本門仏立教会総務局総理の御牧清勤の回答文には、つぎのように記されている。

#### 1 皇祖大神の御取扱

皇祖天照大神を崇敬し奉ることは一般国民と同じく従前より今日に至る何等相ることなし。なお神宮大麻を奉齋して恭敬礼拝しこの真意義を現実に表明しおれり

2 本尊の形式ならびに国神勸請の有無及その意義

当教会安置の本尊は本門法華宗宗法第一号第一章第二条に所定の十界勸請のマンダラなり。この



マンダラの中には十界の聖衆と共に国神も併せ勸請しあり。謹みて案ずるに本地妙法蓮華經末法流布の根本国土たる我が国家と弘通の法たる妙法蓮華經との因縁契合を明証せんがため、宗祖日蓮聖人がこのマンダラを開光せられたるものと思惟す

この文部省への解答や前記の「教達第一二八号」などについては、宗内に異論も少くなかつたようである。その中には、この答申は宗務当局が官憲に阿附迎合しようとする曲説だとか、これは当面を糊塗しようとするもので、なんら教学の根本にふれたものではないとかの説をなすものもあると、当時の特高資料は伝えている。同時に、こうした開導日扇（清風）以来の伝統的信仰態度に忠実たろうとした信者とは別に、絶対主義天皇制支配におもねり、いわば「獅子心中の虫」となった信者もある。そうした動きは、この解答と期を接した同年五月、いち早く発生している。その人物は東京遠妙支部担任の伊達清徹である。彼は、五月十四日に、本門仏立講で朝夕勤行に用いている日蓮遺文の「如説修行抄」

の中に「悪国悪王悪臣悪民のみありて」という一節があるが、これは皇室や国家を誹謗するような誤解を信徒に生ぜしめ易いので、国民精神総動員がいわれ、国体明徴が叫ばれている折柄、この箇所を掩蔽して誦誦しないように信者に令達してくれるようにとの建白書を日声講有宛に提出した。

この建白書についての反応は、約三カ月後の八月二十九日、総務局総理御牧清動、教務長田中清長連名の本部主任、支部担任、寺院住職、教会所担任教師への通達、「如説修行抄中一句誦唱停止及掩蔽の件」となつてあらわれ、その実行方法としてつぎの六項が参考のためとして精細にかかげられた。

一、親会場に葺置又は備付其の他信者の所持に係る妙講一座如説修行抄中の悪国悪王悪臣悪民のみ有りての字句を紙にて掩い隠すこと

二、店舗において発売するものも前項同様の取扱をなさしむること

三、今の世は鬪争堅固白法隠没なる上正法に背きうんぬんと続けて誦誦する様練習すること

一、練習の節はちろん勤行の際といえども当

分は本を見ながら読誦すること

一、 九月中は親会場の勤行に如説修行抄第二段の読誦をなさざること。例えば親会場においては如説修行抄の読誦を一時中止するか「難じて曰く」から読誦するか適當の方法を講ぜられたし

二、 必ず十月一日以降は全国一斉に読誦できる様にしたき希望につき、右お含みのうえ指導相成りたし。

### 勝川本部に対する弾圧事件

このように一九三七年（昭和十二）ころから、しだいに官憲の圧力に屈する動きが強まるなかで、分裂も起こり、本部の「官憲への阿附迎合」に不満を抱いた信者幹部の離反なども生じてきた。しかも本部から除名されたのち、政府から治安維持法違反、不敬罪適用で弾圧を受けるにいたった集団に、本門仏立講勝川本部（現在の日蓮主義仏立講）同尾鷲道場がある。

この尾鷲道場というのは、一九三四年（昭和九）当時、本門仏立講京都本部の支部であった本門仏立

講金城清辰組（勝川支部のこと）を指導していた橋本日種（佐七）に導かれて入信した浜田佐平が中心となり、数名の信者によつて活動を始め本門仏立講金城第七清辰組と呼ばれたものがそれである。時は一九三四年三月のことである。その後三年を経過し、浜田の個人宅でなく一戸建ての名実ともに具備した道場となった。しかし、この尾鷲道場の指導は専ら橋本日種に依存し、京都本部との関係は、それほど緊密ではなかつた。こうした橋本による支部への個人指導の行き方についての本部側の危惧や不満もあつたのであろうか、一九三八年（昭和十三）九月、橋本は資格がないのに御開眼（御尊像に魂を入れる式）を勝手にに行つていふことなどを挙げ、講則違反を理由として除名処分を受けるにいたつた。そこで、勝川「本門仏立講金城清辰組」の名を取り止め、新たに本門仏立講勝川本部として独立、一九四〇年（昭和十五）宗教団体の法の施行にもなつて宗教結社として公認され、尾鷲道場は本門仏立講勝川本部金城第三支部第七清辰組という極めて長い名称の支部組織となつた。ここで考えられること

は、これら集団の幹部が、翌年の一九四一年（昭和十六）十一月に「神宮大麻焼却」ということで不敬罪に問われたことなどから見て、本部からの除名の背景には、「大麻」をめぐる勝川支部と本部との間の意見の相違などが存在したのではないかということである。

そのことはつぎの事例からも判断されよう。本部から独立して一九四一年来に検挙されるまでの間、この尾鷲道場を内偵していた三重県特高課の報告によれば、病人などを折伏して入信を進めるにあたって、「仏立講に入るにはあらゆる神様の謗法払いをせねばならぬ。仏立講の本尊様には、天照大神を始めすべての神様が集つておられるのであるから、位碑を除いて一切のものを拜むことも祀ることもいらない」とか、「天照皇太神は元来火の神様であるから、これを焼くことは神様を元へ還すことであつて悪いことではない。かつ一切の神符を焼いても仏立講の本尊を祀れば一切の神々を祀ると同じである」とかと説き、入信者の家の神棚に奉斎されている神宮の大麻その他の神符を焼き棄てていたということ

である。

また、不敬罪事件で逮捕された浜田佐平が、その訊問調書で、日蓮宗といわれているなかで迹門派という「ヨタ宗派」や謗法宗派があり、「なんら現証御利益などは無く、また仏立講でも京都本部派の様に開祖日扇上人が御指南されていた頃は正しかったが、其の後指南する先生方の心が間違つて濁つて仕舞つたために御利益もなく迹門同様になつたものもあります。要するに本当の法華經の教を正しく伝えている仏立講は橋本日種先生を導師と仰ぐ勝川道場だけでありましてその他はどんな教でも謗法であり、つまり法敵と言わねばなりません」と、日扇（清風）の伝統ある折伏主義を強調したうえ、「謗法の宗旨では謗法の由来を知らないものですから、ただ拜めばよいと思ひ、我が親の敵とも知らず他宗堂社に参拝したり、また謗法を知らず御稻荷さんや御嶽、天理等を矢鱈に祀り大麻等を奉斎しこれを拜んでばかりいて御法を信じないから祖先は地獄から浮かびあがらず、その罪障により病氣不幸せが絶え間ないということになるのであります。現に私も入講するま

では大麻やその他の神符を祀り高天ガ原（祝詞）をあげて八百万の神々様を拜んでいたが、倅弘平の気狂いは一向癒りませんでした。それでありますから、無病息災延命を持つとうと思うたら謗法払いをして、御題目を唱え祖先を回向しその喜びの果報を受けなければいけません。要は御題目を唱え祖先を回向せず、ただ拝めばよしとして御本尊以外の神仏を祀っていては病気の絶え間なく御医者さんに金を取られづめという事になります」と、口唱題目の重要性を日扇の説いた「玄題口唱は祈願也、御礼報恩也、弘通は如来の使也、口唱も弘通也、御奉公也、故に所願成就也」（「開導要決」十一）の指南に依って陳述しているが、これも本部が除名に踏み切った理由と無関係ではあるまい。このような考え方で折伏に熱をあげ、信者も増加の一途をたどり、一九四一年（昭和十六）ころになると、勝川本部のもとに組が約十五組に及び、本部に集る金が年収約一百万位に達したというのであるから、官憲の視線が鋭くなったのも当然の勢いといえよう。

現在、この流れを汲む日蓮主義仏立講の谷合憲武

講主の追憶談によると、丁度このころ、東京方面担任の劔持某の家を訪ねた橋本が、「また刑事が来てるぞ」と話していたというから、その厳しさはわかろう。

かくして一九四一年十一月三十日、尾鷲道場の主幹浜田佐平（清得）幹部辻本春男の兩名が、不敬罪容疑で検挙されるにいたったわけであるが、これも関連し、絶対主義天皇制当局の動きとして注目しておかねばならないことは、同年八月上旬に作成されたといわれる神祇院教務局の「神宮大麻の奉齋について」という「大麻」奉齋は、全国各家庭があらゆる行事にさきがけて行うことが重要であるとす見解表明である。その概要を勞を惜しまずここに紹介しておくことは極めて意義のあることであると思ふ。

それによると、「大麻」を伊勢神宮から全国に頒布するようになったのは明治五年からで、「大麻の頒布は全国各家庭をして神宮を崇敬せしめよとの明治天皇の廣大無辺なる有難い勸慮に基づくものであること」とされ、一九四〇年（昭和十五）度の全国

における「大麻」拜載数は、約一千三十万體で、内地は戸数一千戸について六百二十五體で、六割二分五厘に達したという。また海外在住の同胞で「大麻」を受ける者も年々増加しているとされ、「天照皇大神の大前に奏上する祝詞の如く漏るることなく落つることなく、一億同胞全戸拜載するやうにならねばならぬのであつて、なほ一段と国民の大麻に対する理解を深めねばならぬのである」と記されている。

しかも、「大麻」の奉斎こそは、日本国民の伝統的信仰であり、わが国特有の良風美俗であつて、日本精神の顕現としての崇高となる「公の行事」だとして、「大麻」を受けない態度は「公の行事」に反するものだといわんばかりの指摘がされ、あげくの果てに国民が「大麻」を奉斎することは、とりもなおさず天照大神の神徳を継承している天皇に仕える道であり、これを朝夕拜することによつて、神国日本に生を享けた喜びと感激を禁じえないのだと身勝手な決めつけ解釈をしている。そして結語は、「今日挙国一致の体制を整へることの急務なるは申すまでもないが、この事たるや国民が国家の総氏神に坐

します天照皇大神の御神徳に帰一し、唯々天皇陛下の万歳、万々歳を壽ぎ奉り、国運の隆昌を祈り奉ることによつてのみ可能なのであり、肇国精神の宜揚といひ、一億一心総親和といひ、或ひは又新体制の確立といひ凡て皆大麻奉斎の真精神に徹することによつて、始めて顕現されるものなのである」と擱筆されている。

こうした神祇院の指導精神は、治安維持法の不敬罪条文を背景とすれば、政治的司法的に具體的な圧力となり、官憲による強制力を生むようになるのは必然の成りゆきである。

上述のような国内情況のもとにありながら、「上行菩薩の御生れ代りである天照大神は法界の氏神として法華經行者を日夜守護遊され同時に御本尊を衛護されて居ると云ふ訳ですからまあ御本尊に比すれば二番と云ふ形であり」（『特高月報』昭和十七年三月分「本門仏立講尾鷲道場事件被疑者訊問調書」）開導日扇上人の御教へに『謗法を払はな御利益現はれず雲が晴れねば月も拝めず』とあり夫故に怎うして

も現証御利益を頂かう現世安穩未来成仏をさせて貰はうと思へば假令神宮の大麻でも、御本尊を拜む私等信者の気持からすれば恰も澄み切った真如の月に雲がかゝったのも同然でありますから此の雲を取払ひ真正正銘法華一本の心になつて信仰せなければならぬのであります。又斯る謗法の汚れある場所には尊き御本尊を御掛けすることは絶対出来ないのである」とする浜田に官憲の手が及ぶのは自然といえよう。こうして浜田が逮捕された経験などから、信者間の警戒も強まり「謗法払い」についての実態把握は、官憲にとつてもしだいに困難さをともなうようになつたと推察される。そこで橋本逮捕の時になると信者の証言を通じて「大麻」焼却の実情を掌握し、それを口実として手入れを行う困難も生まれたのであるうか、直接弾圧に踏み切られた理由として、つぎのような事件が伝えられている。当時国債（戦時債券）を国民は義務的に買わされていたが、この講の信者たちも例外ではなかつた。それを橋本らは、国債を買い、それを保存しているのは、国に金を貸してその借用証を持つていることで、あたかも親に

金を貸してその借用証を保存しているのと同じである。そんな態度は親不孝であり、真に国を思う態度ではない。だから国債は焼却すべきだという趣意を信者に説き、信者の国債を集めて題目を唱えながらこれを焼き捨てた。ところが国債には菊の文章が印刷されていたので、この事実を知つた警察はそれを不敬だとして弾圧を加えるにいたつたという（谷合講主談）。

ところで、ここに前掲『特高月報』に記録された浜田佐平による「大麻」焼却の「謗法払い」の一例を引用して見よう。

私が直接謗法払いをした最も記憶の新らしいのを申し上げますと昭和十六年十月の末頃、私方の信者である岩本初一さんが尾鷲町川原町漁師の浜忠一という家へ一諸に教化に行つてもらいたいというて来ましたので、午前十一時ころ二人で訪問し奥の間に寝ている浜忠一の枕元で「わしらは法華經の信者や自分の子供も長いこと精神病で悪かつたが御法の御蔭で助かつた。あんたも一つ信心してはどうか此の宗旨に入つてもらおうについては宗

旨がえをして謗法払いをしてもらわないといかん」  
うんぬんと入信を勧めましたところ浜さんは「謗  
法はどうしても払わないかな」と尋ねました  
から「この信心は謗法があつては心が一筋になれ  
んのや謗法を払わずにおくと神仏に対する本当の  
敬いとはならんのや、御利益を受けたいと思つた  
ら謗法を払って正しい祀り方をしなさい」と折伏  
してひとまず家に帰り、それから二、三日たつて  
から岩本さんが「どうですか入信することに決心  
しましたか」と訪ねて行きましたところ「実はあ  
んなららの来るのを待つていたのや、ひとつやらし  
てもらおう」という様な次第でありましたので、  
それから二、三日目に午前の十時頃、私、岩本初  
一、田辺ますゑの三名が謗法払いに出掛け入口向  
かつて右側の四畳半か三畳敷き位の間の正面に高  
さが私の胸あたりまでのところに幅二尺、長さ一  
間位の神棚があり、その神棚に神宮の大麻や狐さ  
んや御稻荷さんなどの御札が沢山ならべて祀つて  
ありました。これを三名が神棚からおろして浜方  
の東にあつた二升だき位の外窯で焼いてしまいま

した。もつとも焼いた神宮大麻は創先大麻であつ  
た様に記憶しておりませんが、何分他の謗法が沢山  
ありましたので焼いた大麻の数はハッキリ憶えて  
おりません。

このような「謗法払い」は一九四一年（昭和十六）  
六月の歴代天皇の掛軸像を焼却するという事件とも  
結びついていた。その理由は、天皇像の掛軸を揆だ  
らけにして置くことは不敬になるので火で清めたも  
ので、「大麻」のように謗法の対象物としてではな  
いとされたが、浜田が訊問調書の陳述で語つたよう  
に、天照大神は法界の氏神で、御本尊に比すれば二  
番目だという考えや、こうした像は拜むべき対象で  
ないとする発想にもとづいたものであることもまた  
否定できないようである。

しかし、この天照大神は法華経行者を擁護する国  
神だとする日蓮教義の正しい理解に近い考えは、こ  
の本門仏立講勝川本部のなかでも、国内情勢の厳し  
さが増すことと関連して変化しているが、信者のな  
かではその指導者たちの変化を折伏活動のうえて十  
分に受けとめえなかつたという矛盾の露呈をも見る

ことができる。

浜田がさきの訊問調書で「確か昭和十五年の夏頃であつたと思ひますが、橋本先生が突然天照大神は上行菩薩の生れ代りであると言ひ出されましてからは（法華經の行者を守護する国神 筆者）の外に天照大神と上行菩薩との別な關係が教義の上に加へられたのであります」と述べているが、これはそのころ橋本が、病人に「是好良薬」といつて「御供水」といつ水を飲ませて病氣直しをし、しかも医者にかかることは謗法だなどいつてそれを拒むことは法律に違反するということと警察から出頭を命ぜられたという事件のあつた直後のことである。とすれば恐らく「医薬類似行為」の取締りもさることながら、この時、橋本の神祇観や折伏主義による「謗法払い」の布教活動についての追求がなされ、それに対応するためにとられた論理だてだったに相違ない。天照大神がたんなる法華經の行者を守護する神であるというのと、それが上行菩薩の生れ代り（再誕）だとするのは、日蓮教学上からは大きな違いがある。すなわち日蓮教学上の常識としては、日蓮こそ上行

菩薩の再誕だとされるのであるから、橋本式の考えは天照大神の地位を著るしく高めることになるのである。この橋本による神祇観、折伏主義に関しての妥協は、彼が浜田に雑談まじりに話したというつぎの諸点から察し、その初歩はこれより以前に進められていたことは明らかである。

(イ) 仏立講もだんだん時代に沿つて行かなければいかんから神宮（伊勢——筆者）参拝も計画したのじゃ

(ロ) 謗法の寺も時代に沿うて神宮参拝を計画したというが今頃遅い、こんな事はなんでも人に先んじてやらなければいかん

(ハ) 仏立講は礼儀正しい服装をして一般謗人に見せ模範としてやっているのじゃ

これらの伊勢神宮参拝についての具体的行動の指示は、すでに一九三八年（昭和十三）ころに出されたもので、橋本らが本門仏立講本部から除名された翌年にあつてゐる。しかし、この発想はその前年に本門仏立講本部が「大麻」奉斎を指示したというほど主体性を失つた権力追従ではなかつたが、これ



をいちだんと「教義」的に推進したのが、さきの「天照大神は上行菩薩」の再誕論であるといえよう。とはいえ、この伊勢神宮参拝の意義づけは、つぎのように極めて便宜主義的、形式的なものでしかなかったということも、その初期の特長である。

(三) こんな風にして参拝に行くとい立講も一般から認められることになる。また此処までやればわが立講の誉となる

(四) 国民の祖先のまつつてある神宮に対し、一般傍法人のように祈願したり、物を頼むということは間違いだ、ただ報告に行けばそれでよい

(五) こんなにして立講の参拝振りを見たら一般のものも辟易するじゃろう、人の及ばんことをして見せてやり一般人の目を引けばそれでよい  
これほど卒直に本心をさらけ出されると民衆宗教の単純さが見られてほほえましくさえなる。従つてこの限りでは、まだ「謗法払い」の折伏が生れる余地は残っている。

だが「天照天神は上行菩薩の再誕」論まで生まれながら前述のような「謗法払い」の折伏が末端で行

われていたという事実は、指導者の「教義」の変遷と、末端信者による折伏主義の布教活動との間の矛盾が原因したとしかいいようがない。さきの浜田の陳述にある「法界の氏神」としての天照大神観は、明らかに「天照大神は上行菩薩の再誕」というとらえ方とは異質なものであるからである。こうした点は、上層指導者と違つた末端信者の折伏活動の行き過ぎといった形であらゆる新宗教に共通して見られる現象でもある。

それが一九四一年（昭和十六）に浜田らは逮捕されたながら、本部指導者の橋本に逮捕が及びえなかつた理由でもあろうが、その橋本佐七ほか五名も、翌一九四二年（昭和十七）六月、治安維持法違反ならびに不敬罪容疑で一斉に検挙されるにいたつた。当時における弾圧の激しさをしめす一端として紹介すると、その際、勝川道場に安置されていた日蓮像はもちろん、経本、唱題用の拍子木まで警察に没収されたというのである。

ところで、さきに検挙された浜田も、苛酷な官憲の取り調べに屈せざるをえなくなり、「本当に何時

までもこんな事をしていては法律に触れるばかりでなく、惟神の道に反し、国体の本義にそわないのでありますから、再びその徹を踏まず天下憚りのない皇祖大神を信仰し、大神にお縋りしていれば正しき道を歩めることと確認し立派な日本人として及ばず乍ら国家社会のため貢献する覚悟」を開陳させられるにいたるのである。

その結果、一九四三年（昭和十八）八月五日、橋本らは「昭和十五年四月同結社組織以来、信者千有余名に対し本門仏立講教義を布教実践し来れるところ、本行為は国法に違背せるものなるため、茲に過般来司法権の発動を相煩はしたるは緊迫せる決戦下洵に慚 恐縮に不堪」として、宗教結社廃止届を提出せざるをえない羽目に追い込まれた。

勝川道場は解散後、春日井農協の製粉工場に変貌させられたという。この間、浜田佐平（清徳）は未決のまま獄死したと伝えられている。

敗戦後になるや長野刑務所から出獄した橋本日種は、同地においていち早く再建に動き、一九四六年（昭和二十一年）宗教法人として届出をし、布教活動

を再開、日蓮主義仏立講と呼ぶようになった。

一九四八年（昭和二三）三月に橋本はこの世を去り、今日では谷合講主のもとで信者約二千名、布教師十一名、布教所十（文化庁編『宗教年鑑』昭和四八年版）という小集団ながら、在家仏教としての伝統を守りつづけている。この日蓮主義仏立講から分れて一九五二年（昭和二七）に独立した教団に藤井妙愛の現証宗日蓮主義仏立講がある。（梅原正紀著『民衆宗教の世界』）

この他に分派として一九一六年（大正五）長松日扇（清風）の弟子であった多羅尾清車が独立して開いた在家日蓮宗浄風会がある。現在は東京の新宿区に本部を置き、会員約二万五千名、布教師二百六十余名、教会三十、布教所二十五を有して活動している。

## 本門仏立講の戦争協力

これまで伊勢神宮や「大麻」をめぐる本門仏立講本部の妥協主義的態度と、分派独立した勝川支部の動向について論じてきたが、これより「大麻」奉斎を決定した後の本門仏立講本部、とくに東京における乗泉寺を中心とした同宗団の戦争協力の一端を紹介しておきたいと思う。

一九四一年（昭和十六年）ハワイ真珠湾奇襲攻撃に始まった太平洋戦争に日本が突入すると、「大阪仏立各支部は逸早く開拓村建設に乗り出し、東京においても失業救済問題が表面化していた折りも折りに東京府開拓課から開拓団結成を極力勧説されたので関東各支部は、凡ゆる客観情勢を考慮研究し、又現地調査の結果、東京府の奨めに応ずることになり、東部仏立連盟を主体として満洲仏立村を建設すべく開拓団を結成」した。（乗泉寺略史）

この結成にもとづいて、同年秋、第一次先遣隊を募集、三十六名の応募者を東京府拓務訓練所に入所させ、ついで補充として十三名を入所させた。こ

で訓練を終えた人たちは、翌年三月に「満州」へ渡り、興安南省南科前旗哈拉黒仁義屯に仏立村を建設するといふ使命をあたらされた。

一九四四年（昭和十九年）日本が無条件降伏する前年「第三、第四次の本隊は内地を逃げ出すように渡満した。この年開拓村は早くも仏立寺の建立に着手し、乗泉寺評議員会は十萬円の寄贈を決議」（前掲書）している。この開拓計画は百五十家族を目標としていたが、敗戦によって実現を見るにはいたらなかった。また「満州」の仏立寺完成にもなり講師依頼に対しても、制海空権をアメリカに握られてしまっていた関係で講師を派遣することが不可能となったまま敗戦を迎え、彼の地にあつた百余家族は生死不明となり、日本へ帰国したものの婦女子を含めての僅かに三十余名と、現地召集でソ連に捕虜となつた十名たらずの青年だけであつたという。

この本門仏立講の「満州」開拓団派遣は、天理教のそれに比すれば、はるかに及ばないが、われわれはその数量でなく、宗教が「満州」侵略、植民地政策に無批判に組み込まれ、加担させられた事実は明

らかにしておかねばならないと思う。(拙著『近代日本の宗教と政治』参照)

こうして敗戦を迎えた本門仏立講は、宗教団体法の廃止にもない、それまでの念願であった独立を果すべく一九四六年(昭和二十一年)三月、田中日農などが中心となり、法華宗に対して一方的に分派独立を宣言をし、本門仏立宗を称するにいたった。それについて法華宗は批判的態度をとり、文部省の仲介などによってようやく円満解決を見るにいたった。翌一九四七年六月に登記を完了するや京都の宥清寺を本山に定め、ここに宗務本庁を置き、宗学研究機関として仏立学院が創設された。その教勢を『宗教年鑑』(昭和四十八年版)に見ると、信者四十五万八千人、教師男七百一十一人、女五人の計七百十六人で、寺院二百四十八、教会十六、その他十八の計二百八十二の布教拠点をもっている。一九七五年現在、最高指導者としての講有は小山日幹である。機関誌としては、「仏立新聞」(月刊)の発行とともに本庁から開講百年にあたる一九五六年(昭和三十一年)を目標として月刊誌『大放光』(月刊)が

刊行されて今日にいたっている。また東京では乗泉寺から『泉の光』(月刊)が発行されている。しかし、教線の伸び具合について西野日溪にいわしむれば「正直なところ、一宗の体制が整ったところから往年の迫力は鈍り、△仏立宗▽は伸びなやみはじめた。教団も一つの生体であるからには、これは、どこにも見られる成長過程の自然的現象なのかも知れない。それにしては生まれてわずか百余年、はやすぎる老化である。」(『あそか』別冊No.2前掲西野日溪稿)とのことになる。その理由として、組織や制度がととのうにつれて、動きがとれにくく、また開講から大正年間にかけての布教への熱情が薄れたのではないかとされている。たしかにそれは言えると思う。一九二〇年(大正八年)ころまでに京都(宥清寺をふくめて十カ寺)、大阪(寺院および教会十六)、兵庫(同上十九)、神奈川(同上十四)、東京(同上十七)と著しい布教戦線の拡大が見られ、この年に本門仏立講は本門法華宗のなかの一特殊教団となり、本門仏立講財団結成にまでいたっている。(渡辺棟雄著『現代日本の宗教』)

それらの事実を信者の一人岡村東松の発言に見るとしよ。大正五年ごろは教化も振った。みんなやる気がった。いまの人はやる気ないね。心が失なわれたのかな……私は大正七年、本達組の組長を仰せつかつた。その前後、毎年十戸以上のお教化には第三世日随上人御染筆の大まんだらが頂けた。私は七幅ちようだいした。そのころ今の日晨上人（乗泉寺主・大正五年得度一筆者）がお得度された。毎年どんどんお教務さんが増えていくのがうれしかつた。（『泉の光』創刊百号記念特集号）と記されているのがそれである。このような敗戦後の情況のもとで一九五六年（昭和三十一年）に開講百年を迎えた教団は「まさに開講百年を明年に迎えんとする今日、全宗門教講一致、気を揃え、呼吸を合せて、普通の年より二倍、三倍の御奉公を」と呼びかけ、（本門仏立講百年奉讃会編『寒参詣御法門』）その脱皮もかねて出版活動の強化に乗り出し、機関誌の充実をはかるとともに、『日扇聖人全集』全十二巻の発刊などを行い、教線拡大に力をそそぎ今日にいたっている。

最後に本門仏立宗の儀式・行事の特色について簡単に紹介し、この稿を終えたいと思う。

(一) この宗（講）では、とくに唱題に際して、太鼓とともに紫檀・黒檀ないしは檜の木の拍子木によって調子をとるといふ特色がある。この由来については長松日扇自身明らかにしていない。なお儀式・法要には法華経ならびに日蓮遺文抜萃と『妙講一座』という本が用いられる。

(二) 儀式・法要のあとでは、かならず「ご法門」を行すが、この場合説教師が私意を挿入することを出るだけさけ、日扇の「教歌」「ご指南」の抜き読みを中心とする。さらに信徒が、かわるがわる信仰体験談を披露する。これが今日の新宗教諸団体による「法座」「座談会」などの原型をなすものである。

(三) 本宗団が重視する現証利益としての病氣直しなどにおいて、当患者の行を助ける「ご助行」がある。ご助行では、信者たちがその患者の家に集り、拍子木を打ちながら熱心に唱題する。

(四) 病人などに、宝前に供えて唱題した水を飲ませ

る。これを「ご供水」と称しているが、それは日扇の「御供水これにつぐ葉なし。二もなし三もなし十もなし百もなし、三千世界にこれ程妙法不可思議の良葉ましまさず、故に懈怠なく尊重していただくべき御葉なり。臥て居てのむなど無法のことなり、人間の所作にあらず無礼千万なり。心をとくとあらためてつゝしみ頂けば御利生速なり」(「拝要抄上」)という考え方によるものである。

(五) 寺院、教会での儀式・法要の他に、信者たちの各家庭では、最低月一回、「組み」ごとに集りを持つというのが根本制度となっている。これを「ご講」と呼んでいる。

(六) 本宗(講)の各寺院教会では、信者たちが毎朝「朝詣り」をするという伝統が続いている。

以上が、仏立宗の特色点といえると思うが、昭和五十六年に日蓮七百遠忌を迎えるにあたり、奉讃会総本部(長谷川日序総本部長)が設けられ、奉讃計画に工夫をこらしているというのが、本教団の今日である。